

～外国人材を雇用される市内中小企業の活動を支援します～

長崎市外国人材受入・定着促進補助金

市内中小企業者等における外国人材の雇用と定着の促進を図るため、外国人材の就労または住居環境の整備、地域との交流に係る経費の一部を支援します。

補助対象者	<p>次の要件をすべて満たす中小企業者等（※）を対象とします。</p> <p>※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者</p> <ol style="list-style-type: none">1 市内に本社又は事業所を有する者であること2 市内の事業所において、<u>令和7年4月1日から令和8年1月20日までに新たに外国人材を1名以上雇用し、当該補助金に係る実績報告まで継続して雇用している者であること</u>3 市税、事業税、消費税および地方消費税を滞納していないこと4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではないこと
対象となる外国人材	<p>次に掲げるいずれかの在留資格をもって在留する方を対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none">1 技能実習2 特定技能3 技術・人文知識・国際業務4 特定活動のうち、正規雇用と捉えることができる雇用条件によって就労するもの5 特定活動のうち、特定技能関係の特定活動（特定技能移行準備）若しくはそれに類するもの
補助対象事業	<p>次に掲げる1～3を補助対象事業とします。</p> <p>なお、「地域交流等促進事業」については、「就労環境整備事業」または「住居環境整備事業」と併せて申請する時、かつ、「地域交流等促進事業」の経費が全体経費の2分の1以内となっている場合のみ、補助対象となります。</p> <p>【1 就労環境整備事業】 社内掲示物、業務マニュアル等の多言語化、宗教及び文化の多様性に配慮した施設の改修、その他外国人材の就労環境を整備するための事業</p> <p>【2 住居環境整備事業】 外国人材の住居（所在地が市内であるものに限る。）に設置する家電の購入、外国人材が通勤等をするための自転車の購入、宗教及び文化の多様性に配慮した住居の改修、その他の外国人材の住居等の環境を整備する事業</p> <p>【3 地域交流等促進事業】 外国人材が地域社会との関わりを深めるために必要と認められる地域交流を行う事業</p> <p>※国、県、市等の助成制度による他の補助金等の交付を受ける事業については、補助対象外となります。</p>

補助対象経費	補助対象経費	内容
	謝礼金	研修等の講師謝礼金など
	旅費	研修等の講師の交通費など
	需用費	地域交流を行うための消耗品費、材料費、資料の印刷代など
	役務費	地域交流を行うための保険料など
	委託料	業務マニュアル作成など
	使用料・賃借料	地域交流を行うための会場、機材、車両等の借上げ料など
	工事費	就労または住居の環境の改善を行うための工事費
	備品購入費	就労または住居の環境の改善を行うための備品購入費
	その他経費	市長が特に必要と認める経費
<p>※次に掲げる経費は、補助対象外経費となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象事業に要したことが明確に区分できない経費 2 汎用性があり、補助対象事業以外の目的に使用される備品の購入に係る経費 3 単なる買替えのための備品の購入に係る経費 4 技能実習生を受け入れる際の入国後研修に係る経費 5 申請者又は同一企業の社員への謝礼金の支払に係る経費 6 土地の取得に係る経費 7 打ち上げ等のパーティーに係る経費 8 地域交流等に伴う飲料代 		
補助率・補助限度額	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て） ※1 補助対象者につき 80万円 を限度とする	
申請期間	令和7年5月28日～令和7年11月30日まで ※受付順で補助金の交付審査を行い、予算が無くなり次第、募集を終了します。 ※事業着手（正式発注や契約等）前に交付申請を行っていただく必要があります。 ※交付審査を行う必要があるため、遅くとも事業着手をされたいお日にちの3週間前には、ご申請いただきますようお願いいたします。	
申請時提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金等交付申請書 2 補助事業概要書 3 収支予算書 4 前年度決算書 5 実施設計書（※工事の施工を行う場合のみ） 6 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類 <ul style="list-style-type: none"> ┌ 市税・・・完納証明書（長崎市発行） ├ 事業税・・・納税証明書（長崎県振興局発行） └ 消費税及び地方消費税・・・納税証明書（その3）（税務署発行） 7 本市に事業所を有することを証する登記事項証明書等の写し 8 見積書等の補助対象経費の内訳がわかる書類 9 整備予定箇所の写真（※工事の施工を行う場合のみ） 10 役員の氏名、フリガナ、生年月日が記された書類（任意様式） 	
様式入手先	長崎市ホームページ https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/58237.html	
お問い合わせ	長崎市経済産業部産業雇用政策課 雇用促進係 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号14階 TEL：095-829-1313 FAX：095-829-1151 メール：koyo@city.nagasaki.lg.jp	